

木津川市道路灯LED照明導入工事 公募型プロポーザル実施要領

1 事業の概要

(1) 事業の目的

本工事は、市内に設置されている本市が管理する道路灯（約1,800灯）について、長寿命で低電力となるLED照明を導入し、本市におけるCO₂排出量の削減、電気料金負担の軽減及び維持管理費の削減による財政負担の軽減を目的とする。

事業実施にあたり、平成30年度に実施した「木津川市防犯灯LED照明導入業務」の現地調査結果及び道路灯台帳を踏まえ、道路灯データの更新、導入工事に関する一括提案を受け、本市にとって最も優れている提案を選定するため、本事業の提案の募集を行うものである。最も優れている提案を行った参加者は、本市と本事業に係る契約を締結し、本事業を実施するものとする。

(2) 工事の名称

木津川市道路灯LED照明導入工事

(3) 工事内容

別紙「木津川市道路灯LED照明導入工事仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとする。

(4) 工事場所及び対象

木津川市内全域の本市が管理する別添「木津川市内道路灯集計表」に示す道路灯。

(5) 工事期間

本契約締結日から令和2年3月31日まで

2 参加要件

(1) 参加者

ア 次に掲げる業者で構成されるグループ構成企業で参加し、事業役割を担う代表者1社（事業役割が複数の場合は、その代表者）を選定することとし、その代表者が本市との連絡窓口となり、契約等諸手続きを行い、業務遂行の責を負う。

(ア) 調査及び道路灯台帳データ（GISデータ）整備業者

(イ) 機器製造・販売業者

(ウ) 工事施工業者

イ 1社が複数の役割を兼ねることができる。

ウ 1社が複数のグループ構成企業の構成員になることはできない。

エ 参加表明時は、グループ構成企業協定書等により、参加者の構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にする。

オ 工事施工業者又は協力事業者の選定にあたっては、可能な限り市内の電気工事業者を活用すること。

(2) 参加資格

参加者の資格要件は次のとおりとする。

ア 共通事項

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものではないこと。

(ウ) 本件の公告日から契約の締結日までの間において、木津川市指名競争入札参加者指名停止要綱（平成19年告示第115号）に基づく指名停止期間中のものではないこと。

(エ) 本募集要領の配布の日から提案書提出日までの期間に建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けていない者。

(オ) 木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

(カ) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行っていない者であること。

(キ) 近畿二府四県に本店、支店又は営業所を有する者であること。

(ク) 代表者となる者が、木津川市における平成31年度建設工事に係る競争入札参加有資格であり、「電気」を希望している者であること。

(ケ) 各種対策により、対象施設のエネルギー削減量を提案できる者であること。

(コ) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

イ 調査及び道路灯台帳データ（GISデータ）整備業者

(ア) プライバシーマークの認定（JISQ15001）かつ情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度における認証（JISQ27001）を受託者（本社、本店、支店、営業所）で取得し、かつ、作業部署でも認証を受けていること。

(イ) 平成26年4月以降、平成31年3月末までの間において公共事業として受注し、完了したLED道路灯・防犯灯の工事において同様の調査・道路灯GISデータ作成業務実績があること。

(ウ) 地理空間情報関連の業務成果の品質の確保を図るため、空間情報総括監理技術者且つ技術士（建設／都市及び地方計画）の有資格者を配置するものとする。本業務の開始時に、資格証の写し、企業に属する証明となる保険証を発注者に提出するものとする。

ウ 機器製造・販売業者

(ア) ISO9001（品質マネジメントシステム）の認証を受けている者であること。

(イ) ISO14001（環境マネジメントシステム）の認証を受けている者であること。

(ウ) 日本国内の業者で平成26年4月以降、平成31年3月末までの間において公共事業として受注し、完了したLED道路灯・防犯灯の納入実績があること。

(エ) 照明機器については、日本国内で製造・販売を行っていること。

エ 工事施工業者

(ア) 指定の期間内に確実に工事を実施できると認められる者であること。

(イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき、電気工事業として特定建設業の許可を受けているもの。

(ウ) 平成26年4月以降、平成31年3月末までの間において公共事業として受注し、完了したLED道路灯・防犯灯の工事の施工実績があること。

(エ) 仕様書第6条に定める「監理技術者」を1名配置できる者であること。

3 見積上限額 198,705,000円（消費税等を含まない）

なお、上記金額を超えて見積を行った場合は、失格とする。

4 プロポーザル実施スケジュール

事 項	年 月 日
公告日	令和元年7月25日(木)
実施要領配布期間	令和元年7月25日(木)から令和元年8月5日(月)
参加表明書等の受付期間	令和元年7月26日(金)から令和元年8月7日(水)
質問書受付期間	令和元年7月26日(金)から令和元年8月1日(木)
質問書回答	令和元年8月5日(月)
参加資格審査結果通知	令和元年8月9日(金)
提案書受付期間	令和元年8月16日(金)から令和元年8月22日(木)
プレベンション並びにヒアリング	令和元年8月28日(水)
優先契約交渉事業者決定通知	令和元年9月上旬 予定
契約締結(仮契約)	令和元年9月上旬 予定
契約締結(本契約)	令和元年9月下旬 予定

5 参加表明等の手続について

(1) 本要領、仕様書等の配布期間及び配布方法

ア 配布期間

令和元年7月25日(木)から令和元年8月5日(月)

イ 配布方法

木津川市のホームページからダウンロードすること。

(木津川市ホームページ: <http://www.city.kizugawa.lg.jp/>)

(2) 提出書類

ア 参加表明書(様式1) ※代表者1社が行う。

イ 誓約書(様式2) ※代表者1社が行う。

ウ グループ構成表(様式3)

※参加者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担(事業役割、その他役割)を明確にする。

エ 企業概要等(様式4-1、様式4-2)

※企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴など、以下の項目を網羅したものを一部に綴じる。(グループで構成する場合は、構成各員提示すること)

(ア) 所在地、代表者役職及び氏名、資本金、従業員数、設立年、事業内容、年間

売上金額、営業所一覧、その他（様式4-1）

※上記の内容をすべて含んだ通常各社で印刷しているパンフレット等による代用も認める。

(イ) 企業状況確認表、参加者の資格制限の確認（様式4-2）

オ 道路灯等LED照明導入等に係る業務実績報告書（様式5）

※受注が確認できる資料の写しを添付すること。

カ 配置予定監理技術者経歴書（様式6-1、6-2）

キ 商業登記簿謄本の写し

※現に効力を有する部分の謄本で、受付日前3か月以内に発行されたもの。

※代表者を除く構成各員のうち、木津川市における競争入札参加有資格者である場合は不要。

ク 納税証明書

※最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税、市税等の国税、市税に関する納税証明書を各一通ずつ綴じたもの。事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

※代表者を除く構成各員のうち、木津川市における競争入札参加有資格者である場合は不要。

ケ 財務諸表

※最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、減価償却明細表、利益処分（損失処理）計算書などの財務諸表を綴じたもの。貸借対照表及び損益計算書に関しては、企業単体の他、連結決算分も提出すること。

その他、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表を添付すること。

※代表者を除く構成各員のうち、木津川市における競争入札参加有資格者である場合は不要。

コ その他添付資料

(ア) 木津川市における競争入札参加資格審査申請受付受理票の写し。

(イ) 2の(2)イ(ア)及びウ(ア)、(イ)に関する付与又は認証を受けていることを証する資格証明等の写し。

(3) 参加表明等受付期間

令和元年7月26日（金）から令和元年8月7日（水）

受付は、午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）

(4) 提出先

16に記載の事務局

(5) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合、受付期間内に必着させるとともに、書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）

(6) 提出部数

正本1部。

提出の際はフラットファイルA4-Sに綴じ、背表紙に会社名を記載し提出すること。

6 プロポーザル参加資格審査結果の通知及び1次審査について

提出されたプロポーザル参加表明書及び指定する提出書類をもとに審査を行い、参加資格要件を満たすと認められた者には、「参加資格者」であることを、令和元年8月9日（金）に書面（普通郵便）にて通知する。また、郵送とあわせて電子メールにて通知するので、メールを受信した場合は必ず受信確認のメールを返信すること。

ただし、参加表明者が6者以上の場合は、5の（2）により提出された書類により1次審査を行い、審査点の合計点の上位5者を「参加資格者」とする。

5者以下の場合は、全ての者を「参加資格者」とし、1次審査は、8による2次審査時に併せて実施する。なお、参加資格を満たさないと判断された参加表明者は、その理由について、令和元年8月22日（木）午後5時までに書面（自由様式）にて説明を求めることができる。

7 提案書等の提出について

本プロポーザル参加資格審査を経て、「参加資格者」となり提案書等の提出依頼を受けた者は、以下により提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 見積書（任意様式）

木津川市道路灯LED照明導入工事の各費用積算が確認できる見積書（税抜き）

イ 提案書提出届（様式7）

ウ 工事実施方針等提案書（様式8）

工事の実施方針、実施体制、工程等工事全体について、A4版2枚以内（片面1枚）で記載すること。

エ 提案総括表（様式 9）

本工事における効果等について、A 4 版 1 枚以内で記載すること。

オ 台帳データ作成等提案書（様式 1 0）

道路灯台帳データベース作成等について、A 4 版 2 枚以内で記載すること。

※京都府統合型 GIS へのセットアップ方法についても具体的に記載すること。

カ 使用機器提案書（様式 1 1）

本工事で使用する機器について、本市の照明灯設置状況を理解したうえで器具を選定し、使用する機器の生産能力及び供給体制、当該機器に関するエネルギー消費状況の評価内容、その他当該照明灯具仕様に基づいた内容説明（数値的根拠を含む）、使用する機器の設計図並びに設置実績について、A 4 版 2 枚以内で記載すること。あわせて、使用機器のカタログを添付すること。

なお、カタログはページ数には含まない。

キ 設置・廃棄計画書（様式 1 2）

LED 照明設置に対する体制・手順・工程及び既存の機器の廃棄処理の対応について、A 4 版 2 枚以内で記載すること。

ク 追加提案書（様式 1 3）

本工事において、仕様書以外となるが本市にとって有益となる提案があれば、A 4 版 2 枚以内で提案すること。

(2) 提案書における提示条件

ア 本工事の趣旨・条件に合った製品を使用し、導入計画に基づき工事実施が可能であること。

イ 市の工事費の支払いは、優先交渉権者と協議の上、別途定める。

ウ その他、この要領に定めるものの他、提案の募集等の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、参加者に通知する。

(3) 提案書作成時のその他留意点

ア 各提案書類には、各ページの下中央に提出書類ごとの通し番号を付すこと。

イ 提案書提出届（様式第 7 号）により提出書類の構成を示したうえで、各提出書類に提案書表紙（様式自由）をそれぞれ付し、フラットファイル A 4 - S に綴じたもので提出すること。なお、A 4 版以外の様式については、A 4 版サイズに折り込むこととし、A 3 版の場合は 2 頁カウントとする。

(4) 提案書等受付期間

令和元年 8 月 1 6 日（金）から令和元年 8 月 2 2 日（木）

（注）受付は、午前 9 時から午後 5 時まで（閉庁日及び正午から午後 1 時までを

除く。)

(5) 提出先 16に記載の事務局

(6) 提出方法 持参に限る

(7) 提出部数 正本1部、副本8部 合計9部

(各一式をフラットファイルA4-Sに綴ること。)

(8) その他

ア 各様式につき、ページ数の指定のあるものについて、指定したページ数を超えた提案があった場合、超えたページ以降は提案として認めないものとする。

イ 本市が必要と認め、追加資料の提出依頼を行った場合は速やかに提出すること。

ウ 提案書の作成にあたり、本工事に必要と思われる既存資料を閲覧することができる。

閲覧期間は令和元年8月13日(火)から令和元年8月20日(火)の午前9時から午後5時(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)とする。ただし、閲覧については、事前に事務局まで電話にて問い合わせ、閲覧希望資料を書面にて提出すること。

エ 提出書類については、電子データ(PDFを基本とする)を作成の上、CD-Rを提出すること。

8 プレゼンテーション及びヒアリング(2次審査)

(1) 「参加資格者」を対象に、7により提出された提案書等による評価、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは、以下のとおり予定している。実施方法等の詳細については後日改めて通知する。

ア 実施日時 令和元年8月28日(水) (予定)

(詳細については、別途通知する。)

イ 実施場所 木津川市役所

(2) プレゼンテーション等への出席者は、本プロポーザルを担当する監理技術者を含め5名以内とする。

(3) プレゼンテーション等の時間は、一の提案者あたり40分以内(準備5分、説明15分、質疑応答15分、片付け5分)とする。

(4) 本工事で使用するLED照明機器(水銀灯250W相当、コンセントに差し込むことにより点灯するもの)を持参すること。

(5) スクリーン及びプロジェクターは本市で用意する。その他パソコン等必要な機材

は各自で用意すること。（プロジェクターは持ち込み可能とする。その場合は、事前に連絡すること）

(6) 説明は、提案書に記載した内容を基本とし、提案書の内容と著しく異なる説明を行った場合は失格とする。

(7) 欠席した場合は失格とする。ただし、交通機関等の事故等、真にやむを得ない理由が生じた場合は、速やかに事務局に電話連絡し、その指示に従うこと。

9 評価基準等

審査の評価項目及び基準は、木津川市道路灯LED照明導入工事公募型プロポーザル評価基準表による（別紙のとおり）。

10 審査

(1) 審査は、木津川市道路灯LED照明導入工事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で行う。

(2) 選定委員会の評価及び採点において、集計点数の最も優れた者を優先契約交渉事業者として選定する。

(3) 最も優れた点数の者が複数になった場合は、出席委員の過半数で決し、同数のときは委員長の決するところにより選定する。

(4) 提出された書類は、選定に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(5) 審査においては次の事項を重視する。

ア 本工事の進め方・体制・工程について

イ 施工実績について

ウ 導入工事内容（地元業者による導入施工、廃棄計画、設置終了後の対応等）について

エ ヒアリング（プレゼンテーション、本工事に対する取組姿勢、提案及び実行能力）について

オ 見積（提案内容とその費用の妥当性）について

11 審査結果の通知

審査結果は、優先契約交渉事業者が決定した後、速やかに参加者全員に文書で通知するとともに、木津川市ホームページに掲載する。

1 2 契約の締結

審査の結果、優先契約交渉事業者として決定した者と本工事の契約交渉を行う。

ただし、下記のいずれかに該当し、その者と契約を締結できない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

なお、本工事の契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成19年木津川市条例第51号）に基づき、木津川市議会の議決を得るまでは仮契約とし、当該議決を得たときに本契約として成立するものとする。

- (1) 本要領2に定める要件を満たすことができなくなったとき
- (2) 契約交渉が成立しないとき又は優先契約交渉事業者が本契約の締結を辞退したとき
- (3) 申込書類、提案書等に虚偽の記載が判明したとき
- (4) その他の理由により契約の締結が不可能となったとき

1 3 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問書の受付及び回答は、以下のとおりとする。

ア 受付期間

令和元年7月26日（金）から令和元年8月1日（木）
午後5時を期限とする。

イ 受付方法

質問書（様式14）に記入のうえ、メールのタイトルを「プロポーザル参加表明に関する質問」としてE-Mail（送付先アドレスは16に記載）で提出すること。

なお、受信確認後、質問者宛に受信確認メールを返信する。

ウ 回答日

令和元年8月5日（月）

エ 回答方法

メールにて「参加資格者」に送付する。

オ 質問の内容

質問内容については、参加表明等に関する質問、提案書等に関する質問とし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。

1 4 留意事項

(1) 費用負担

参加に関する全ての書類作成及び提出にかかる費用は、参加者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い・著作権・情報公開

- ア 提出書類の著作権は、それぞれの参加者に帰属するが、原則として提出書類は、返却しない。
- イ 本市は、本業務以外の目的で提出書類を使用したり情報を漏らしたりすることはない。
- ウ 参加者の提出した書類のうち、優先契約交渉事業者の提出書類の著作権に関しては、契約時点で本市に帰属するものとする。
- エ 本件に係る情報公開請求があったときは、木津川市情報公開条例の規定に基づき開示する。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護され、第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料等を使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

(4) 本市からの提出資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 参加者の複数提案の禁止

参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 提出書類の変更等の禁止

提出した書類の変更、追加、修正及び再提出はできない。なお、本提出書類について、後日、参考資料を求めることがある。

15 その他

(1) 次の場合、提案等は無効とする。

- ア 提出書類に、虚偽の記載をした場合
- イ 提案書等の作成にあたって、不正行為が判明した場合
- ウ 提出書類等のサイズ、内容が示された条件に適合していない場合
- エ 提出期限内に提出書類等が提出されなかった場合

(2) 本プロポーザルを辞退する時は、提案辞退届（様式15）を提出すること。なお、辞退した者は、辞退を理由として不利益な取り扱いを受けるものではない。

16 事務局

〒619-0286

京都府木津川市木津南垣外110番地9

木津川市建設部管理課（担当：原口、吉田、竹田）

TEL：0774-75-1221（直通）

FAX：0774-72-8382

E-Mail：kanri@city.kizugawa.lg.jp